秋田県由利本荘市石脇字田尻二九番地
国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所子吉川出張所
秋田県秋田市山王四丁目一番一号
秋田県生活環境部環境管理課
秋田県由利本荘市水林四〇八番地
秋田県由利地域振興局福祉環境部（秋田県由利本荘保健所）
山形県庄内総合支庁総合案内窓口
秋田県由利本荘市尾崎一七番地
由利本荘市企画調整部総合政策課
秋田県由利本荘市矢島町矢島町二〇番地
由利本荘市矢島総合支所振興課
秋田県由利本荘市岩城内道川字新鶴潟五〇番地
由利本荘市岩城総合支所振興課
秋田県由利本荘市前郷字前郷八二番地
由利本荘市由利総合支所振興課
秋田県由利本荘市岩谷町字日渡一〇〇番地
由利本荘市大内総合支所振興課
秋田県由利本荘市東由利老方字橋脇一一二番地
由利本荘市東由利総合支所振興課
秋田県由利本荘市西目町沼田字弁天前四〇番地六一
由利本荘市西目総合支所振興課
秋田県由利本荘市鳥海町伏見字赤渋二八番地一
由利本荘市鳥海総合支所振興課
山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴二一一番地
遊佐町地域生活課
山形県飽海郡遊佐町遊佐字鶴田五二番二号
遊佐町生涯学習センター

縦覧期間
平成二十七年十月八日から平成二十七年十一月九日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）※遊佐町生涯学習センターにおいては、平成二十七年十月八日から平成二十七年十一月九日まで。

縦覧時間
国土交通省東北地方整備局河川部河川計画課
午前九時十五分から午後六時まで
国土交通省東北地方整備局鳥海ダム工事事務所、国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所、国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所子吉川出張所、秋田県生活環境部環境管理課、秋田県由利地域振興局福祉環境部（秋田県由利本荘保健所）、山形県庄内総合支庁総合案内窓口、由利本荘市企画調整部総合政策課、由利本荘市矢島総合支所振興課、由利本荘市岩城総合支所振興課、由利本荘市大内総合支所振興課、由利本荘市東由利総合支所振興課、由利本荘市西目総合支所振興課、由利本荘市岩谷町字日渡一〇〇番地、由利本荘市大内総合支所振興課、遊佐町地域生活課

六　意見書の提出
法第八条第一項の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見書を提出することができる。

七　意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
提出期限
平成二十七年十一月二十四日まで（持参の場合は、月曜日は午前九時から午後五時まで、火曜日から金曜日までは午前九時から午後九時三十分まで※ただし、月曜日は午前九時から午後五時まで、郵送の場合は十一月二十四日の消印まで有効）
提出先
秋田県由利本荘市桜小路三二一番一号　国土交通省東北地方整備局鳥海ダム工事事務所　工務課
意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
一　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　意見書の提出の対象である方法書の名称
三　方法書についての環境の保全の見地からの意見
意見書は日本語により、意見の理由も含めて記載すること。

八　説明会の開催を予定する日時及び場所
開催日時
第一回　平成二十七年十月二十一日午後七時から
第二回　平成二十七年十月二十三日午後七時から
第三回　平成二十七年十月二十四日午後六時から
開催場所
第一回　秋田県由利本荘市鳥海町伏見字久保一九三番地
由利本荘市紫水館
第二回　山形県飽海郡遊佐町遊佐字鶴田五二番二号
遊佐町生涯学習センター
第三回　秋田県由利本荘市上大野一六番地
由利本荘市市民交流学習センター

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２７年（家）第１９２７号
山梨県甲府市中央１丁目12番20号　異人館ビル３階　石川法律事務所
申立人　石川　恵（登録氏名尾方恵）
本籍山梨県甲州市勝沼町小佐手2161番地、最後の住所山梨県甲州市勝沼町菱山4999番地１グランステージ勝沼305号、死亡の場所山梨県甲州市、死亡年月日平成24年２月10日、出生の場所山梨県東山梨郡小佐手村、出生年月日昭和11年３月24日、職業無職
被相続人　亡　渡邊　郭江
催告期間満了日　平成28年４月18日
甲府家庭裁判所

平成２７年（家）第４２３０９号
横浜市中区海岸通３－９　横濱ビル501Ｃ号
申立人　弁護士　角田　勝政
本籍横浜市磯子区磯子５丁目１番、最後の住所横浜市西区浜松町２番26－208号、死亡の場所横浜市西区、死亡年月日平成26年８月９日、出生の場所神奈川県川崎市中原区、出生年月日昭和49年12月25日、職業自営業
被相続人　亡　谷村　武彦
催告期間満了日　平成28年４月19日
横浜家庭裁判所

平成２７年（家）第１７３８号
京都市上京区河原町通荒神口上ル宮垣町80番地　ラ・ヴァリエ306号
申立人　司法書士　松田　俊介
本籍京都市中京区西ノ京左馬寮町21番地、最後の住所京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内19番地　長生園、死亡の場所京都府南丹市、死亡年月日平成27年１月１日、出生の場所不詳、出生年月日大正３年７月27日、職業無職
被相続人　亡　羽村　加代
催告期間満了日　平成28年４月22日
京都家庭裁判所

平成２７年（家）第７０８５９号
大阪市北区西天満４－２－２　ＯＤＩ法律ビル603号
申立人　木村　知子
本籍京都府舞鶴市字浜523番地、最後の住所大阪府大阪市住之江区浜口西１丁目２番３号ふる里マンション４ＦＢ、死亡の場所大阪府大阪市住之江区、死亡年月日推定平成22年７月15日、出生の場所和歌山県和歌山市、出生年月日昭和５年11月25日、職業不詳
被相続人　亡　賀藤　圭史
催告期間満了日　平成28年４月19日
大阪家庭裁判所

平成２７年（家）第７０８６０号
大阪市北区西天満４－２－２　ＯＤＩ法律ビル603号
申立人　木村　知子
本籍大阪市住之江区東加賀屋１丁目60番地、最後の住所大阪市住之江区東加賀屋１丁目５番12号、死亡の場所大阪市住之江区、死亡年月日昭和50年11月24日、出生の場所不詳、出生年月日明治25年２月６日、職業不詳
被相続人　亡　和田　ハル
催告期間満了日　平成28年４月19日
大阪家庭裁判所

平成２７年（家）第７０８６１号
大阪市北区西天満４－２－２　ＯＤＩ法律ビル603号
申立人　木村　知子
本籍大阪市住之江区東加賀屋１丁目60番地、最後の住所大阪市住之江区東加賀屋１丁目７番30号、死亡の場所大阪府東大阪市永和２丁目７番地、死亡年月日平成20年３月４日、出生の場所徳島県阿波郡佐那河内村、出生年月日昭和12年１月１日、職業無職
被相続人　亡　堀江　正
催告期間満了日　平成28年４月19日
大阪家庭裁判所

平成２７年（家）第３００６３号
広島県福山市大門町１丁目23番34号
申立人　児玉かおり
本籍広島県広島市安佐南区長束町2102番地、最後の住所広島県福山市西桜町１丁目６番１号、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日平成26年４月13日、出生の場所広島県安芸郡矢野町、出生年月日大正５年11月25日、職業無職
被相続人　亡　大前シズカ
催告期間満了日　平成28年４月28日
広島家庭裁判所福山支部